

あきる野市総合福祉センターに係る指定管理者の候補者について

1 公の施設の名称

秋川ふれあいセンター（以下「センター」という。）

2 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の候補者の概要

(1) 名称

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）

(2) 住所

東京都あきる野市平沢175番地4

(3) 事業内容

「施設利用及び維持管理業務」「市民の福祉活動を推進するための業務」など

4 指定管理者の候補者の決定までの経過

令和5年

5月12日（金） 福祉関係施設部会による検討

6月19日（月）～7月5日

あきる野市指定管理者選定委員会委員への意見聴取（審査要領等）

7月10日（月） 指定管理者審査要領の決定

8月23日（水） 指定申請書の提出

9月6日（水） あきる野市指定管理者選定委員会への諮問

9月25日（月） あきる野市指定管理者選定委員会の開催

9月25日（月） あきる野市指定管理者選定委員会からの答申

10月3日（火） 指定管理者の候補者の選定

5 指定管理者の候補者の審査方法

あきる野市指定管理者選定委員会において提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に候補者の審査を行った。

6 公募によらず社協を候補者とした理由

(1) 協定書、事業計画等に沿って適正に指定管理業務を行っていることについて

社協は、協定書、事業計画等に沿って適正に指定管理業務を行っており、これまでのモニタリング評価項目（受付等の業務、施設・設備の維持管理、安全性への配慮、透明性・公平性、効果的・効率的な運営、人員配置・人材育成等、個人情報保護、自主事業の取組及び環境への配慮）についても、全て適正であり総合評価もAである。

(2) 「施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であること」について

社協は、社会福祉法に基づき、あきる野市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人で、秋川市社会福祉協議会として平成6年4月のセンター開館当初から、センター内に事務室を置き、活動している。センターの指定管理者としては、平成21年4月から平成26年3月までの5

年間、平成26年4月から平成31年3月までの5年間及び平成31年4月から令和6年3月までの5年間、計15年間、維持管理、運営を行っている。

施設の貸出業務としては、ふれあいホール、第1会議室、第2会議室、第3会議室及び寿の間を市民や団体等に貸し出しており、高齢者、障害者、ボランティア、福祉関係者や団体、一般市民などに広く利用されている。平成27年度には、休館日を毎週水曜日から第1、第3水曜日に変更し、利用できる日数を増やし、安定した利用状況や利用料金収入を得ている。しかし、令和2年度から4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大により、施設の休館、利用者数の制限等を実施したため、利用者数や利用料金収入は減少したが、令和5年度については、徐々に利用者数は増加している。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数(日)	335	271	298	334	
施設利用者数(人)	34,542	7,904	10,938	19,238	
利用料(千円)	1,598	323	809	1,252	

施設管理については、ホール利用者の室温調整要望に対しこまめな調整を行うなど、利用者に合わせて細やかな対応を行っている。新型コロナウイルス感染症対策についても、市の方針等を確認した上で、消毒液の設置や施設利用時における消毒の徹底、利用者名簿の提出などを実施した。施設の老朽化により雨漏りや空調機器等の故障が発生しているが、市への迅速な連絡や臨機応変かつ適切な対応により利用者への影響を最小限に留めている。

1階の事務室は、社協の事務所を置き、ボランティア活動推進事業、地域福祉事業、在宅福祉事業、介護保険事業(居宅介護支援、訪問介護)、障害福祉サービス事業、成年後見制度推進事業などを行っている。

また、高齢者、心身障害者等の福祉の増進及び市民相互のふれあい活動を通じて地域福祉の向上を図ることをセンターの設置理念とし、多くの事業を実施している。

住民相互の助け合い活動として、有償ボランティアによる調理や買い物、掃除や洗濯、病院の送迎等の援助を行っている。また、アトリウムの一 corner に設置されている喫茶コーナーを障がい者の就労の場として提供しており、多くの市民が利用している。子育て世代への支援として、1階ふれあい広場にキッズスペースを設置して未就学児と親子が立ち寄れる環境を整えると共に、子育て支援に関するボランティアグループの支援を行っている。

市民相互のふれあい活動としては、市内のボランティア活動に関する情報提供や活動のコーディネートを行うと共に、研修などを企画し、ボランティア活動の推進に寄与しており、ボランティア活動の拠点として2階の団体活動室を活用している。

施設運営の面からも、グリーン(園芸)ボランティアやデザインボランティアによる室内外の装飾、昼食時の音楽演奏、福祉喫茶(もろこし畑)への支援、福祉バザーにおける模擬店出店支援など、多くのボランティアと連携し、来場者にとって快適な施設となるよう工夫した運営に取り組んでいる。

さらに、災害時には、社協が災害ボランティアセンターとしての機能を果たすため、災害ボランティア養成講座を開催し、災害ボランティアの事前登録を行うなど、平時から備えている。

このように、社協は、センターの指定管理者として施設の維持管理、運営をしながら、センターを地域福祉の活動拠点として各種事業を実施し「市民の参加と支えあいによるまちづくり」「ともに支え合い笑顔のまちあきる野」を目指して活動を行っており、市民からの信頼を得ていることなどから、安定した行政サービスの提供及び相当程度の事業効果が期待できる。

- (3)「収支計画書に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態であること」について

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、施設の休館、利用者数の制限等を実施したため、利用者数や利用料金収入が減少したが、光熱水費の支出も減少し、市からの公共施設安定運営補償金により補填することができている。また、令和5年度については、徐々に利用者数は増加している。

経費節減の取組としては、電気使用量削減のため、グリーンカーテンの設置、屋根ガラスに寒冷紗（かんれいしゃ）を設置するなど取り組んでいる。また、デマンド監視装置による電気使用量の調整を行うと共に、サーキュレーターを導入し、エアコンの風量を少なくするなど使用量の削減を実施している。しかし令和4年度については、電気料金の上昇に伴う管理運営経費が不足してしまったため、指定管理料の追加を行った。令和5年度についても、引き続き電気料金の削減に取り組んでいる。

(単位：千円)

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	指定管理料	21,488	20,501	21,539	24,428	
	利用料収入(売上)	1,598	323	809	1,252	
	自主事業収入	0	0	0	0	
	その他の収入	187	680	57	51	
	計	23,273	21,503	22,405	25,731	
支出	人件費	0	0	0	0	
	維持管理経費	23,273	21,503	22,405	25,012	
	自主事業関係経費	0	0	0	0	
	その他の支出	0	0	0	0	
	計	23,273	21,503	22,405	25,012	
収支(収入-支出)		0	0	0	719	

※ 数字の単位未満は、四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合がある。

- (4)「指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められること」について

社協は、財務諸表から経営状況の安全性・健全性が良好な状況であり、安定した行政サービスの提供が図られると判断できる。

上記の(1)から(4)までの内容から、あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針Ⅱ1(3)の「公募によらず、指定管理者を指定することができる場合の要件」を満たすと考えられ、社協が、引き続き、本施設の管理運営を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できると判断される。

7 収支見込み(別紙)

8 指定管理者の指定管理料

133,059,000円（指定期間における総額）

<指定管理料の増額理由について>

現在の指定期間中の指定管理料の総額は107,083,000円となっており、今回の更新後の指定管理料の総額133,059,000円と比較し、25,976,000円の増額となっている。

この増額理由については、主に次の3点である。なお、その他に経費節減と効率的な事務の執行により消耗品費等において減額が生じたことから、相殺すると上記の増額となっている。

(1) 維持管理経費（光熱水費）の増額（約1,530万円）

- ・電気料金の高騰を踏まえ算定

(2) 業務委託費の増額（約984万円）

- ・最低賃金の上昇を踏まえ、各種設備保守点検業務委託費を現在の指定管理期間中の実績に基づき算定

(3) 利用料収入の減収見込みに伴う増額（約170万円）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、集団での活動やボランティア活動等について感染拡大前の状況に戻るまでには、期間を要することが見込まれるため、コロナ禍前の実績に基づき算定

9 指定管理者選定委員会における審査の結果

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について	6	1	0
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について	6	1	0
3	地震、火災等の災害に備えた支援の取組について	4	3	0
4	団体の経営方針について	5	2	0
5	施設の運営方針について	7	0	0
6	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について [ひばり分室スペースを活用した新たな取り組みの提案等]	3	4	0
7	施設の管理運営について	5	2	0
8	人員体制について	3	4	0
9	収支見込について	3	4	0
10	苦情解決体制について	5	2	0
11	第三者評価への取組について	1	6	0
12	個人情報の保護対策及び情報公開について	2	5	0
13	危機・安全管理体制について	5	2	0
14	地域福祉の推進について	5	2	0
評価合計		60	38	0

10 指定管理者の候補者の決定

あきる野市は、社協を公募によらず指定管理の候補者とする事について、あきる野市指定管理者選定委員会に諮問した結果、当該委員会から異議がない旨の答申を得たことから、社協を秋川ふれあいセンターの指定管理者の候補者に決定した。